

## 平成 26 年度実施施策に係る政策評価の事前分析表（労働・子育てWG関係）

- ① Ⅲ-3-1 迅速かつ適正な労災保険給付を行い、被災労働者等の保護を図ること・・・P 1
- ② Ⅲ-8-1 労働保険適用促進及び労働保険料等の適正徴収を図ること・・・P 3
- ③ Ⅳ-4-1 雇用保険制度の安定的かつ適正な運営及び求職活動を容易にするための保障等を図ること・・・P 5
- ④ Ⅴ-3-1 技能継承・振興のための施策を推進すること・・・P 7
- ⑤ Ⅵ-2-1 地域における子育て支援等施策の推進を図ること・・・P 9
- ⑥ Ⅵ-2-3 保育所の受入児童数を拡大するとともに、多様なニーズに対応できる保育サービスを確保すること・・・P 11



平成26年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(厚生労働省26(Ⅲ-3-1))

\*厚生労働省では、基本目標>施策大目標>施策目標を設定して、政策を実施しています。

<b>施策目標名</b>	迅速かつ適正な労災保険給付を行い、被災労働者等の保護を図ること(政策目標Ⅲ-3-1)							<b>担当 部局名</b>	労働基準局労災補償部補償課 大臣官房統計情報部	<b>作成責任者名</b>	補償課長 若生 正之 雇用・賃金福祉統計課 賃金福祉統計室長 野地 祐二												
<b>施策の概要</b>	労働基準法に基づく使用者の災害補償責任を担保するとともに、業務上の事由又は通勤による労働者の負傷、疾病、障害、死亡等について迅速かつ公正な保護をするため、必要な保険給付を行う。							<b>政策体系上の 位置づけ</b>	基本目標Ⅲ ディーセントワークの実現に向けて、労働者が安心して快適に働くことができる環境を整備すること 政策大目標Ⅲ-3 労働災害に被災した労働者等の公正な保護を行うとともに、その社会復帰の促進等を図ること														
<b>施策の予算額・執行額</b>	区分		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度要求額	<b>施策に関する内 閣の重要施策(施 政方針演説等の中 ち主なもの)</b>	施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(概要・記載箇所)											
	予算の状 況 (千円)	当初予算(a)	825,236,779	823,579,010	817,870,706	810,621,447	805,864,043																
		補正予算(b)	-	1,390,205	0	0																	
		繰越し等(c)	1,030,652	241,258	-458,612	637,403																	
		合計(d=a+b+c)	826,267,431	825,210,473	817,412,094	811,258,850																	
	執行額(千円、e)	773,006,961	779,077,515	785,627,787																			
執行率(％、e/d)	93.55%	94.41%	96.11%																				
<b>施策の背景・枠組み (根拠法令、政府決定、関連計画等)</b>	労災保険は、労働基準法に定める使用者の災害補償責任(第75条以下)を担保する制度であり、労働者の負傷、疾病、障害、死亡等(以下「傷病等」という)のうち、業務上の事由によって生じたもの及び通勤によって生じた傷病等に対して必要な保険給付を実現する。							<b>政策評価実施予定 時期(評価予定表)</b>	<table border="1"> <tr> <td>24</td> <td>25</td> <td>26</td> <td>27</td> <td>28</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td></td> </tr> </table>					24	25	26	27	28				○	
24	25	26	27	28																			
			○																				
<b>測定指標 (定量的)</b>	<b>基準値</b>	<b>基準年度</b>	<b>目標値</b>	<b>目標年度</b>	<b>年度ごとの目標値 年度ごとの実績値</b>					<b>測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠</b>													
					24年度	25年度	26年度	27年度	28年度														
1 脳・心臓疾患事案の請求から決定までの所要日数	188日	23年度	170日	28年度	前年度(188日)以下 194日	180日	180日	175日	170日	労災認定を行うための調査等に時間を要する複雑困難事案(脳・心臓疾患事案)について、被災労働者等に対して迅速な労災保険給付を行う必要があることから目標として定めている。また、迅速な労災保険給付を着実に実行するため、目標処理日数を平成23年度実績(188日)から約10%減とした。													
2 精神障害事案の請求から決定までの所要日数	255日	23年度	230日	28年度	230日 245日	230日	230日	230日	230日	労災認定を行うための調査等に時間を要する複雑困難事案(精神障害事案)について、被災労働者等に対して迅速な労災保険給付を行う必要があることから目標として定めている。また、迅速な労災保険給付を着実に実行するため、目標処理日数を平成23年度実績(255日)から約10%減とした。													
<b>測定指標 (定性的)</b>	<b>目標</b>			<b>目標年度</b>	<b>施策の進捗状況(目標) 施策の進捗状況(実績)</b>					<b>測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠</b>													
					-	-	-	-	-	-													
					-	-	-	-	-	-													
<b>(参考)測定指標</b>					24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	-													
					-	-	-	-	-														

達成手段 (開始年度)	補正後予算額(執行額)		26年度 当初 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要	平成26年度行政事業レビュー事業番号
	24年度	25年度				
(1) 労災保険給付に必要な経費 (昭和22年度)	785,784 百万円 (756,937百 万円)	780,348 百万円	776,065百 万円	1, 2	業務上の事由又は通勤による労働者の負傷、疾病、障害、死亡等に対して迅速かつ公正な保護をするため、必要な保険給付を行うための経費。	—
(2) 職務上年金給付等交付金に必要な 経費 (平成21年度)	7,210 百万円 (7,165百 万円)	6,306 百万円	6,068百万 円	1, 2	船員保険の職務上疾病・年金部門については、「雇用保険法等の一部を改正する法律(平成19年法律第30号)」が施行される平成22年1月1日をもって、労災保険に統合されることになったが、統合前に保険給付の支給事由の生じた職務上疾病・年金部門の給付等は、全国健康保険協会が行うことになった。 また、こうした給付等に要する保険料財源は船員特会から労災勘定へ移管されたため、当協会に対して、同法附則第40条第1項の規定に基づく保険給付に要する費用と保険給付事業の事務の執行に要する費用を、同協会に対して交付している。	—
(3) 労災保険給付業務に必要な経費 (昭和31年度)	14,565 百万円 (11,323百 万円)	14,181 百万円	14,451百 万円	1, 2	被災労働者等に対する労災保険給付を行うための必要な経費(業務上外の認定に要する費用(専門医への謝金、調査旅費等)、労災保険給付システムの賃貸借料に係る経費等)。	—
(4) 労働災害動向調査費(昭和27年 度)	18百万円 (14百万円)	18百万円	16百万円	—	事業所調査30人以上(製造業のうち特定の産業については10~29人)の常用労働者を雇用する事業所を対象として、年間の労働災害の発生状況を把握するため、厚生労働省において調査票を配布し、回収・審査・集計・公表を行う。 総合工事業調査総合工事業の一定規模以上の工事現場を対象として、年間の労働災害の発生状況を把握するため半期ごとに調査し、厚生労働省において調査票を配布し、回収・審査・集計・公表を行う。	—
(5) 労働安全衛生調査費(昭和41年 度)	21百万円 (12百万円)	21百万円	16百万円	—	無作為に抽出した10人以上の常用労働者を雇用する民営事業所を対象として、事業所が行っている安全衛生管理、労働災害防止活動及び安全衛生教育の実施状況等の実態並びにそこで働く労働者の労働災害防止に対する意識等を把握するため、調査票を送付する。また、事業所において無作為に抽出した労働者に事業所を通じて調査票を配布する。その後、厚生労働省において回収・審査・集計・公表を行う。	—

平成26年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(厚生労働省26(Ⅲ-8-1))

\*厚生労働省では、基本目標>施策大目標>施策目標を設定して、政策を実施しています。

<b>施策目標名</b>	労働保険適用促進及び労働保険料等の適正徴収を図ること(施策目標Ⅲ-8-1)							<b>担当 部局名</b>	労働基準局労働補償部労働保険徴収課	<b>作成責任者名</b>	労働保険徴収課長 秋山 伸一												
<b>施策の概要</b>	本施策は、労働保険料の取納率の向上、未手続事業の解消を推進するために実施している。							<b>政策体系上の 位置づけ</b>	基本目標Ⅲ ディーセントワークの実現に向けて、労働者が安心して快適に働くことができる環境を整備すること 施策大目標 労働保険適用徴収業務の適正かつ円滑な実施を図ること														
<b>施策の予算額・執行額</b>	区分		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度要求額	<b>施策に関する内 閣の重要施策(施 政方針演説等の中 ち主なもの)</b>	施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(概要・記載箇所)											
	予算の状 況 (千円)	当初予算(a)	81,114,594	77,437,156	70,220,122	76,364,235	74,286,353																
		補正予算(b)	0	41,441	0	0																	
		繰越し等(c)	0	22,992	0	0																	
		合計(d=a+b+c)	81,114,594	77,501,589	70,220,122	76,364,235	74,286,353																
	執行額(千円、e)		61,215,285	56,374,409	54,822,032																		
執行率(%, e/d)		75.5%	72.7%	78.1%																			
<b>施策の背景・枠組み (根拠法令、政府決定、関連計画等)</b>	事業主が、労働保険(労災保険及び雇用保険の総称)の手続を行わないことは、労働者が迅速な保険給付を受けられない等の不利益を被るおそれがあるため、労働者のセーフティネットの確保の観点から、これを解消する必要がある。 そのため、労働保険の適正な適用と労働保険料等の適正な徴収を図るため、労働保険の保険料の徴収等に関する法律(44年法律第84号)に基づき、労働保険の適用対象事業場(原則として、労働者を1人以上雇用する全ての事業に適用)の把握、労働保険の未手続事業場に対する適用促進を実施し、労働保険料等の適正徴収を図る。							<b>政策評価実施予定 時期(評価予定表)</b>	<table border="1"> <tr> <td>24</td> <td>25</td> <td>26</td> <td>27</td> <td>28</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td></td> </tr> </table>					24	25	26	27	28				○	
24	25	26	27	28																			
			○																				
<b>測定指標 (定量的)</b>	<b>基準値</b>	<b>目標値</b>	<b>年度ごとの目標値 年度ごとの実績値</b>					<b>測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠</b>															
	基準年度	目標年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度																
1 労働保険料取納率	集計中 25年度	前年度以上	毎年度	前年度以上 97.7%	前年度以上 集計中	前年度以上	前年度以上	前年度以上	・事業主が労働保険の手続を行わないことは、労働者が迅速な保険給付を受けられない等の不利益を被るおそれがある。このため、労働者のセーフティネットの確保の観点から、労働保険の未加入を解消する必要がある。また、費用負担の公平の観点から労働保険料の未納を解消する必要があるため、この指標を選定した。														
2 未手続事業対策により労働保険に加入した事業場数	集計中 25年度	前年度以上	毎年度	前年度以上 38,111	前年度以上 集計中	前年度以上	前年度以上	前年度以上	・労働保険の適用促進を図るため、民間団体と連携した取り組みを行ってきたが、依然として相当数の未手続事業が残されている。関係行政機関との連携を強化し、未手続事業対策に取り組む必要があるため、当該指標を選定した。														
<b>測定指標 (定性的)</b>	<b>目標</b>		<b>目標年度</b>	<b>施策の進捗状況(目標) 施策の進捗状況(実績)</b>					<b>測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠</b>														
				-	-	-	-	-															
				-	-	-	-	-															
<b>(参考)測定指標</b>				24年度	25年度	26年度	27年度	28年度															
				-	-	-	-	-															

達成手段 (開始年度)	補正後予算額(執行額)		26年度 当初 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要	平成26年度行政事業レビュー事業番号
	24年度	25年度				
(1) 労働保険適用徴収業務に必要な経費(昭和47年度)	14,388 百万円 (12,441 百万円)	18,119 百万円	17,759 百万円	1、2	労働保険の適用対象事業(原則として、労働者を1人以上雇用する全ての滋養に適用される)の把握・加入勧奨、労働保険事務組合の育成、納入督促などの労働保険の適用促進及び適正徴収に係る業務を実施する、	449
(2) 石綿健康被害救済事業に必要な経費(平成19年度)	8,722 百万円 (8,698 百万円)	8,906 百万円	3,701 百万円	1、2	労災保険適用事業主から毎年度一般拠出金を徴収し、「石綿による健康被害の救済に関する法律」に基づき、納付された一般拠出金から徴収に係る事務費を除いた額を、環境省所管の独立行政法人環境再生保全機構に交付しているものである。	450
(3) 保険料の返還等に必要な経費(昭和47年度)	47,110 百万円 (33,683 百万円)	49,338 百万円	52,827 百万円	-	労働保険の保険料の徴収等に関する法律に基づく保険料精算による還付金及び過誤納に係る保険料の払戻金であり、事業主からの請求に基づき支出するもの。	452

















